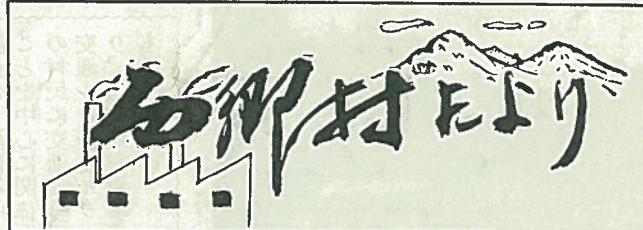


西郷村の人口及世帯数
(48. 7. 1現在)

世帯数	2,335
人口	10,431
男	5,176
女	5,255



発行日 昭和48年7月15日発行

発行所 西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)
編集発行
企画開発課
印刷所 ワタベ印刷所

みんなで築こう 住みよい郷土



本村に自生する「ドウダンツツジ」には「ベニドウダン」「サラサドウダン」「ベニサラサドウダン」「アブラツツジ」等がありますが、共に樹形が良く、広く庭園樹として愛好されており特に紅葉は他の追従を許しませんが、これは適度の湿度と寒気によるものですから自然の状態のまゝで観賞したいものです。

(写真は、いまをさかりと咲きみだれるドウダンツツジ)

べにさらさ どうだん

[つつじ科]

EnKianthus ampanulatus Nichols. var. palibinii
Bean (=Er ubicunbus Ma tsumura et Nakai)



本州中部の深山にはえる落葉低木で高さ二mになる。葉は互生し枝の先に集つてつき、倒卵形で両端はとがり、ふちに細かいきよ歯があり

阿武隈川の最上流部である三本槍岳頂上には「ハイマツ」の群落が発達し、旭岳、赤面山々頂には高山植物が豊富で高山植物帶を形成し、「ドウダンツツジ」「ナナカマド」「ミネザクラ」、「ミネカエデ」の広葉樹の低木と寒氣のため委縮したと思われる「ダケカンバ」の混有林となっていて、「ハクサンシクナゲ」、「ドウダンツツジ」が我が世の春とばかり咲き乱れていて、思わず西郷の恵れた自然美を認識させられる。赤面山の夏山登山リフトは七月一日オープンし、標高一・五〇〇m地点までリフトが利用でき、赤面山頂(一・七〇〇m)には三十五分位で夏山が楽しめるのは有難い。

急斜面で老人、婦女子にはとても望めなかつた赤面山登山が快適なりリフトで登頂できるので農作業の合間に一日我が郷土「西郷の良さ」を満喫されることは如何がでしょう。

花冠はやや小さくてはそく花色が濃い。花冠は日本名「紅更紗ドウダン」の意吹である。

夏の事故防止運動スタート

過労運転と子供の交通事故防止運動

この運動は例年交通事故が多い、この時期をとらえ運転者の気のゆるみや疲労による交通事故の防止と、夏休み中の、こどもを交通事故から守ることを中心に関係機関、団体が一体となりすべての村民に交通安全思想の周知徹底を計り、正しい交通ルールとモラルの実践を習慣づけることにより、悲惨な交通事故を防止することを目的とするものです。



今年の夏の交通事故防止運動の重点目標は過労運転、無謀運転の防止で、暑さによる疲労、睡眠不足などから過労運転が多く、また墓参、帰省時におけるスピーデーの出しすぎ、無理な追越しや、夏祭りの疲れのひどいときは運転は絶対しないこと。

◇街頭車両点検の実施
会社事業所等の安全運転管理者、運行管理者は運転者が過労におちいらないよう適正な運行管理を行なう。

◇子供に対する自転車の安全な乗り方の徹底
関係機関、団体の協力による街頭車両検査を行ない交通公害の排除、車両整備の励行の推進を計る。

◇行楽等に伴う安全運転の確保
墓参、帰省時におけるスピーデーの出しすぎ、無理な追越しや、夏祭りの疲れのひどいときは運転は絶対しないこと。

◇老人の交通安全教育の徹底
交通安全に対する教育の徹底を計りたい。

◇ヘルメット及びシートベルト着用の指導
自動二輪車、原付自転車等に乗車する場合は、運転者ばかりでなく、同乗者も必ずヘルメットを着用と車両相互の交通事故増加の傾向と高速自動車道の開通に備え運転者同乗者のシートベルト着用について啓蒙指導を計る。

◇家庭における交通安全のしつけの徹底
家庭では、母親が中心となり、日常の交通安全のしつけをくり返し教え、とくにとび出し、車の直前直後の横断防止について子供に徹底するとともに自ら正しい歩行の手本を示す。

◇子供に対する自転車の事故防止について
事故防止について

◎盜難防止
交通ひんぱんな道路では自転車の使用を禁止すること。

◎押し売り物貰いの防止
留守をしている老人や子供に目をつけて押し売り、物貰い等が多くなって居ります。

◎留守をする際の不完全なところ
戸締まりの不完全なところも点検し、泥棒が入られ

ないよう心がけましょう。

◎自転車の盗難も多くなっています。自転車には必ずカギをかけて置きましょう。

「犯罪をみた、きいた、知ったときは一一〇番へ」駐在所へ急報するようお願

い。お盆等の不注意に

在所有放、熊倉二四五一番小田倉三三六六番、甲子高

原二六六六番

（七月二十一日）

（八月三十一日）

（九月三十日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

（四月三十一日）

（五月三十一日）

（六月三十一日）

（七月三十一日）

（八月三十一日）

（九月三十一日）

（十月三十一日）

（十一月三十一日）

（十二月三十一日）

（一月三十一日）

（二月三十一日）

（三月三十一日）

◎水遊び事故をなくそう
危険な場所に近より、転落して死亡する事故が毎年発生しています。村では再点検を実施し危険地域に標識を設定事故防止の対策にパトロールを実施しています。

◎花火の季節
正しく遊んで、楽しい花火遊びときの注意

★花火、特に平玉、差玉をほぐして遊ぶことは危険ですのでやつてはいけませんのでやつてはいけません

★たくさんのお花火に一度に火をつけないようにしませんよう★お花火を人や家に向かって、もえやすい物のある場所で遊ばないこと★風の

強いときは花火遊びはやめましよう★吹出し、打上げなど筒物花火は途中で火が消えて筒をのぞいてはいけません★花火をポケット

★なるべく大人と一緒に遊んでいよいよ花火に書いてある遊び方を良く読んで必ず守りましょう。

役場庁舎の美化に励む!!

西郷村寿会

経済課は、林の産業經濟の振興をはかるための施策を実施する課であります。内容は左記の通りになります。

課長 遠藤 勇



美化作業に奉仕する寿会のみなさん

各課紹介

課長補佐 白岩 寛
農林振興係（六名）
係長 花安 紀夫

◎農地等の災害防除及び災害復旧に関する事。

◎商工業及び鉱業の育成振興奨励に関する事。

◎中小企業の金融に関する事。

◎消費者対策に関する事。

◎計量に関する事。

◎誘致企業の育成に関する事。

◎労働に関する事。

◎職業紹介及び出稼に関する事。

◎経営者協議会に関する事。

◎国土調査に関する事。

◎病虫害防除に関する事。
◎農林金融に関する事。
◎農業改良普及事業の推進に関する事。

◎畜産の振興及び家畜の伝染病予防に関する事。

◎養蚕業の振興に関する事。

◎海外移住に関する事。

◎沿山事業に関する事。

◎林道及び災害復旧に関する事。

◎獣区に関する事。
◎農業協同組合及び農業団体の育成指導に関する事。

◎林業構造改善事業に関する事。

◎森林及び緑化事業に関する事。

◎国土調査に関する事。

◎先月号の住民課誌で国

民健康保険係（二名）係長

鈴木アヤ子が抜けていま

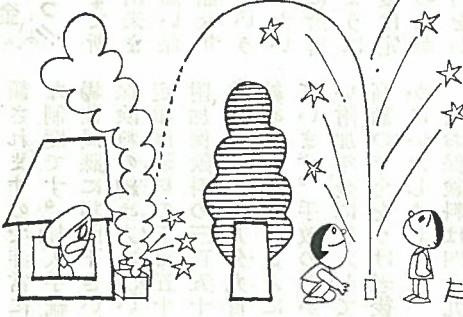
たのでおわびします。

※おわび

◎農地商工労働係（四名）
係長 白岩 寛
◎土地改良事業の調査計画及び実施に関する事。



こどもの花火
あそびは
おとなが
おとなの
注意を



国民年金の附加年金に加入しましよう!

所得比例制度は今まで所得のある人しか加入出来ませんでしたが「より高い保険料を納めてより高額な年金をうけとりたい」という強い要請により所得のない人でもその世帯全体に所得があれば加入できるようになりました。この制度は定期保険料五百五十円と附加保険料三百五十円をまとめて一ヶ月分九百円を定額保険料の五百五十円と

う生活の上昇にあわせて増額されますので非常に有利な制度です。加入手続は役場住民課に相談下さいまた保険料の納め方については

附加保険料の三百五十円をまとめて一ヶ月分九百円を定額保険料の五百五十円と附加保険料は四十九年一月から定額分が九百円附加保険料は四百円になる予定です。

かにいたしました。

手数のかからな

い附加年金に加入してより高額の年金をうけ老後を豊かにいたしました。

なお保険料は四十九年一月から定額分が九百円附加保険料は四百円になる予定です。

かにいたしました。

手数のかからな

い附加年金に加入してより高額の年金をうけ老後を豊かにいたしました。

手数のかからな

い附加年金に加入してより高額の年金をうけ老後を豊かにいたしました。

手数のかからな

昭和48年度 日赤社資募集実績表

目標戸数	納入戸数	納入金額
1,231戸	1,437戸	864,010円

内訳書

単価	件数	金額	摘要
300~990	1,218	368,160	
1,000	17	17,000	
3,000	3	9,000	
20,000	1	20,000	金色特別社員
100,000	2	200,000	金銀有功章
200,000	1	200,000	"
募金分合計		49,850	戸数割募金方式
		864,010	

日本赤十字社西郷分区

日本赤十字社西白河地区西郷分区の昭和48年度社資募集実績報告について

日本赤十字社社資募集については別表のようないい成績で完了いたしました。

民皆さんの御協力を厚く御礼申し上げます昭和四十九

年度からは募金方式の区に

ついても個人社資方式を探用する様申添います。

尚特別社員及有功章に加入

された方を御報告申し上げます。

折口 菊地 源一

原中 五十嵐真一郎

二十二万未満)

◎銀色有功章(十萬円以上

◎金色有功章(二十萬円以

上) 戸数割募金方式

後原 林 邦朗 フサ

上) 戸数割募金方式

上) 戸数割募金方式

上) 戸数割募金方式

自然に親しもう
それには自然を大切に



夏祭・夏休み

七月は、全国いたるところでお祭りがにぎやかになりますと、全国で約二百カ所、それも七月中の毎日どこかで行なわれるとい

う、静かな日のないにぎやかさです。

さて、学校へ通つているお子さんのあるご家庭では、そろそろ夏休みの

注意したいのは、その海や山での事故です。

反対のかたに、ちょっと

ますと、全国で約二百カ所、それも七月中の毎日どこかで行なわれるとい

う、静かな日のないにぎやかさです。

さて、学校へ通つているお子さんのあるご家庭では、そろそろ夏休みの

注意したいのは、その海や山での事故です。

反対のかたに、ちょっと

には休暇をとつてどこかへお出かけの準備をして

いることでしょう。去年

は海へ行つたから、こと

には山へ、あるいはそ

の反対のかたに、ちょっと

ますと、全国で約二百カ

所、それも七月中の毎日

どこかで行なわれるとい

う、静かな日のないにぎ

やかさです。

さて、学校へ通つているお子さんのあるご家庭では、そろそろ夏休みの

注意したいのは、その海や山での事故です。

**手数料の一部
改政について**

このたび「法令」により
戸籍手数料が改正になります。

別表 「手数料条例が改正された」

手数料名称	単位	改正前	改正後
戸籍謄抄本	1枚	50円	70円
身分証明	1枚	50円	70円
印鑑証明	1枚	50円	70円
住民登録証明	1枚	50円	70円
その他証明	1枚	50円	70円

した。各種証明手数料も法令にもとづいて別表の通り改定され七月一日から実施されます。

朝 梅 の 話

民族資料報告から (16)

「朝梅はその日の難を泊り客などには必ず梅干をだすようにしている。それにはこんな話がある。ある山の中に老夫婦が住んでいた。家の前に梅の木があり、根もとに草が生えていたある朝梅の木のそばで、じいさんが仕事をしていた。ばあさんは、茶の

病気の治療に食物を用いた例がある。キュウリの葉を塩でもんで額につける暑気あたりがなおる。大根をすりおろして額につける熱さましによい。風邪、カランにきく。食油は傷口に塗った。

趣向をして、「梅でお茶を飲もう。」と、じいさんは、声をかけた。じいさんは、「大蛇に飲まれるぞ。」と聞いたので、驚いてその場から逃げた。木を見上げると大蛇が首をのばしていた。

家庭に、地域に、つぎのよな恵みがあります。社会福祉事務所および福祉事務所に、『家庭児童相談室』があります。

家庭児童相談室にご相談ください。

どの子どもも問題なく健全に育つようになります。

◎器物をこわす、物をすぐなくす。
◎あまる、すねる、さみしがり。
◎寝起きが悪い、寝つきが悪い。
◎無口、ひっこみ思案、弱虫。
◎指しゃぶり、衣服や器物をしゃぶる。
◎偏食、異食、大食、小食。
◎うそ、ぬすみ、不良交友などよくない行為。

『家庭児童相談室』とはこんなところです

- ◆ちえのおくれたことども。
- ◆性行不良なことども。
- ◆相談室は『こども』のしあわせを願ってご相談に応じております。
- ◆電話や手紙でもご相談に応じます。
- ◆『家のこと』『こども』のことでのいろいろな悩みや、心配ごとをお持ちの方は、ひとりでなやまず、どうぞ気軽にいでください。
- ◆『家庭児童相談室』にご相談ください。
- ◆強情っぽり、反抗、けんか。
- ◆しつと、ひとり占めする、意地悪。
- ◆する休み、登校拒否、みちくさをする。
- ◆學習ぎらい、学業不振。
- ◆だらしがない、自分勝手。

白河社会福祉事務所
家庭児童相談室
電話(2)一一一一番
(内線三一~三四)
または町村役場及び民生委員(児童委員)も受けます。

◎相〇時間 每日九時三十分~四時
(土曜日は正午まで)

私は昭和四十八年四月一日付で引き続き西郷村の行政相談委員として委嘱されました。行政相談委員の仕事は行政管理庁(福島県)行政監察局)で行なっていいる行政相談の窓口として、役所の仕事にについてお困りになっている業務で、国の委任あるいは補助にかかる業務と希望することなどについて相談を受けることが主な役目であります。

行政相談委員さま

西郷村大字熊倉字折口原三六
和知森之助
有放二九五二番

なお、この制度についておわかりになりたい。あなたは、じいさんやお母さん、お父さん、お兄さん、お姉さん、お孫さんなどがあなたの問題を抱えていますが、民事関係の問題や、警察で扱つて刑事案件を除けばたいてい

